

## 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の範囲等

### の改正について（お知らせ）

工事及び建設コンサルタント業務の入札における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、下記のとおりとします。

#### 記

#### 1 工事関係

##### (1) 改正内容

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の範囲の上限を「10 分の 9」から「**10 分の 9.2**」へ、下限を「10 分の 7」から「**10 分の 7.5**」とします。

##### (2) 算出方法

項目	改正前	改正後
最低制限価格の範囲 (低入札価格調査基準価格を含む)	10 分の 7 から 10 分の 9 まで	<b>10 分の 7.5 から</b> <b>10 分の 9.2 まで</b>
最低制限価格の算出方法 (低入札価格調査基準価格を含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・直接工事費<sup>注)</sup> × 97%</li><li>・共通仮設費 × 90%</li><li>・現場管理費<sup>注)</sup> × 90%</li><li>・一般管理費 × 55%</li></ul> 上記の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、上記の合計額からスクラップ処分益を控除した額） × 1.08	<ul style="list-style-type: none"><li>・直接工事費<sup>注)</sup> × 97%</li><li>・共通仮設費 × 90%</li><li>・現場管理費<sup>注)</sup> × 90%</li><li>・一般管理費 × 55%</li></ul> 上記の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、上記の合計額からスクラップ処分益を控除した額） × 1.08

注) 建築・設備工事の算出方法

直接工事費に含まれる現場管理費相当額（10%）を現場管理費に振り替えて算出

##### (3) 適用日

平成 31 年 5 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用します。

## 2 建設コンサルタント関係

### (1) 改正内容

ア 測量業務は、最低制限価格の範囲の上限を「10分の8」から「**10分の8.2**」とします。

イ 地質調査業務は、算出方法における諸経費の算入率を「45%」から「**48%**」とします。

### (2) 算出方法

#### 〈測量業務〉

項目	改正前	改正後
最低制限価格の範囲	10分の6から 10分の8まで	10分の6から <b>10分の8.2まで</b>
最低制限価格の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接測量費</li> <li>・測量調査費</li> <li>・諸経費 × 45%</li> <li>上記合計 × 1.08</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接測量費</li> <li>・測量調査費</li> <li>・諸経費 × <b>48%</b></li> <li>上記合計 × 1.08</li> </ul>

#### 〈地質調査業務〉

項目	改正前	改正後
最低制限価格の範囲	3分の2から 10分の8.5まで	3分の2から 10分の8.5まで
最低制限価格の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接調査費</li> <li>・間接調査費 × 90%</li> <li>・解析等調査業務費 × 80%</li> <li>・諸経費 × 45%</li> <li>上記合計 × 1.08</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接調査費</li> <li>・間接調査費 × 90%</li> <li>・解析等調査業務費 × 80%</li> <li>・諸経費 × <b>48%</b></li> <li>上記合計 × 1.08</li> </ul>

※土木コンサルタント、建築・設備コンサルタント、補償関係コンサルタント業務の改定なし。

### (3) 適用日

平成31年5月1日以降に入札公告及び指名通知を行う業務から適用します。

※本市において、平成31年4月30日までの文書については、同年5月1日以後の日付を示す場合であっても、「平成」を用いることとしています。